

江戸の地、その名義を詳にせず、或書に云く、在土とかけるを見れば、在の多き地ゆへかく名付しなる也、在原郡あるも是ゆへなりと、○中略元來江戸の地は郡にあらす、又郷にもあらす、いにしへのよりの庄の名なるべし、或書に映田領江戸といふ、正東鑑にも江戸庄といへるは見へざれど、川越庄、澀谷庄、長井庄、六浦庄などいへるに同じかるべし、

〔御府内備考一〕江戸總説

江戸は上古武藏野の内なりしよしは、諸記紀行の類にも載たり、後年墾闢して郡郷を定られし後も、江戸といふ名は猶聞えざりしなり、中古は郷名に唱へり、相州鎌倉圓覺寺所藏文書の内、建武四年延元二年なり、關東此號を用ひすといふ、七月十日、左馬頭某花押及年、歴を推し、尊氏の弟直義なり、が寄附狀に、當寺領略武藏國江戸郷内前島と記し、永和三年十二月十一日、同寺の下文に、武藏國江戸郷内前島村と記し、應永二十六年十二月十七日の寄進狀に、武藏國江戸前島内森木村と載たり、此前島森木などいふ地は、いづれの處なりしにや、後世聞えざる地名なり、今姑く前島といふに因て推考るに、恐くは今芝邊より御城までの内なるべし、是後年村落を廢して、屋舗地寺社地及町並となりし處なれば、おのづから古名を失ひしならん、其餘豊島、在原二郡の内に、前島森木などいふ名は、小名字にも傳ふるをいまだ聞ず、元より此文書に記せし郷といふもの、上古朝廷より定められたる郷とは異なるべけれど、現に江戸郷内前島村と書る時は、後世天文永祿頃の文書をいふの村を某郷と書しとは、又おのづから別なるべし、新井白石の輩、江戸を庄名ならんといひしは、是等の文書あることを知らざる管見の臆説といふべし、按に武藏國七黨系圖に、秩父太郎大夫重弘が五男を江戸太郎重繼といふ、この重繼が時はじめて江戸の地におり、江戸をもつて稱とせしなり、是より前江戸の名諸記にあらはるゝをいまだ見ず、

〔江戸紀聞一〕江戸大意